

< 通知預金 > 商品概要説明書

青木信用金庫

平成 24 年 8 月 1 日現在

1. 商 品 名	通知預金
2. 販 売 対 象	どなたでもご利用できます。(法人および個人の方)
3. 期 間	定めはありません。ただし、預入日を含めて 7 日間の据置期間が必要です。
4. 預 入	
預入方法	一括お預け入れとなります。
預入金額	1 万円以上
預入単位	1 円単位
5. 払 戻 方 法	据置期間経過後は随時解約(一括払戻し)できます。 (解約にあたっては解約する日の 2 日前までに通知が必要です。)
6. 利 息	
適用利率	変動金利 店頭に表示する毎日の利率を適用します。
利払方法	解約時(払戻し時)に一括してお支払いします。
計算方法	付利単位を 1,000 円とし、1 年を 365 日とする日割計算。
7. 税 金	・個人の方のお利息には 20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます。) ・法人は総合課税となります。 平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。
8. 手 数 料	
9. 付 加 可 能 な 特 約 事 項	・マル優のお取扱い マル優の適用を受けられる方は、当金庫に申告されたマル優枠(最高 350 万円)まで非課税でご利用いただけます。
10. 中 途 解 約 時 の 取 扱 い	据置期間内に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金利率により計算した利息とともにお支払いします。
11. 金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦 情 処 理 措 置 ・ 紛 争 解 決 措 置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。
13. そ の 他 参 考 と なる 事 項	・この預金は「通知預金規定」によりお取扱いします。 本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。
14. 預 金 保 険 に つ い て	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。)